平成２３年（フ）第６８４号
埼玉県入間市大字野田107番地６　元加治パールハイツ203
債務者　高橋　　勉
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６８９号
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地介護老人保健施設薫風園３階、住民票上の住所埼玉県坂戸市仲町23番地３　仲町公園ハイツ103号室
債務者　島川　敏一
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６９３号
埼玉県所沢市大字北秋津172番地の１　オータムヒルズ102
債務者　江守　真樹
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７０２号
埼玉県所沢市並木８丁目７番地４―1406
債務者　小堺　泰子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４０８号
埼玉県熊谷市江南中央２丁目14番地８
債務者　外塚　光治
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４０９号
埼玉県熊谷市江南中央２丁目14番地８
債務者　外塚　朋美
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４３５号
新潟市西区五十嵐３の町東11―34　ハイツ久太Ⅱ213号室、住民票上の住所新潟県三条市本町３丁目６番30号
債務者　堀口　昇一
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１０号
新潟市中央区弁天橋通１丁目17番３号　サンシティ203号
債務者　本間　令湖
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４４号
岐阜県恵那市大井町1138番地17
債務者　藤井婦美子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第９３１号
大阪府羽曳野市島泉９丁目６番14号
債務者　木原　吉郎
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０９７号
堺市北区北花田町３丁32番地９　ロッソ北花田1002号
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１１５号
堺市堺区緑ヶ丘北町４丁２番１―401号
債務者　お好み焼ふくしまこと　福島　光男
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２３８号
堺市西区鳳西町１丁82番地15
債務者　見明　壽雄
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２３９号
堺市西区鳳西町１丁82番地15
債務者　見明小百合
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
山口県宇部市大字妻崎開作284番地２
債務者　村上　京子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１２６号
山口県宇部市則貞６丁目７番15―101号
債務者　川島　和宏
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第７６号
北海道砂川市東１条北９丁目１番17号
債務者　神山　政博
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
北海道滝川市一の坂町東１丁目４番１―526号
債務者　北村　友二
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで札幌地方裁判所滝川支部破産係